

令和7年度東部教育事務所管内学校教育の方針と重点

I 学校教育の方針

- 関係法令及び「第2期宮城県教育振興基本計画」の趣旨が、各学校の実態に応じた教育活動を通して具現化されるよう努める。
- 幼稚園等においては、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領の趣旨を踏まえ、「生きる力」の基礎を培うとともに、創意ある園経営が推進されるよう努める。
- 小・中学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、バランスの取れた「生きる力」を育むことを目指し、創意工夫を生かした特色ある教育活動が推進されるよう努める。

II 幼稚園教育

(1) 幼稚園教育の重点

1 園の教育課題を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある園経営の推進

- ・ 幼児期において育みたい資質・能力及び園の教育課題を踏まえた、創意工夫を生かした教育課程の編成と実施
- ・ 幼児一人一人の命を守り、安全・安心な教育活動の実施のため、環境の変化や実態に応じた安全計画等の作成と改善
- ・ カリキュラム・マネジメントと関連付けた学校評価を生かした開かれた園づくりの推進

2 発達の特性に応じた教育課程の編成

- ・ 幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であることを踏まえ、3つの資質・能力を育成することを意識した教育課程の編成
- ・ 幼児の生活の連続性、季節の変化などを考慮し、幼児の興味や関心、発達の実態を踏まえ、具体的なねらい及び内容を明確にした指導計画の作成
- ・ 幼児期から児童期への発達、学びの連続性を踏まえた教育課程の工夫・改善

3 一人一人の特性に応じた指導の充実

- ・ 幼児の思いや主体的活動を促す指導の充実
- ・ 幼児の「主体的・対話的で深い学び」につながる活動の展開
- ・ 幼児一人一人の実態に応じた指導ができるチームとしての指導体制の整備と活動形態等の工夫
- ・ 幼児の規範意識や道徳性の芽生えを促す指導の工夫

4 小学校教育との円滑な接続

- ・ 幼児期の教育の成果を生かす実効性のある保幼小の連携推進
- ・ 「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の共有及び小学校への円滑な接続に向けた組織的・計画的な取組の推進やアプローチカリキュラムの作成と改善
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児についての幼保小連絡会等の効果的な活用

5 家庭や地域社会、関係機関との連携

- ・ 家庭や地域と連携した「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的生活習慣の形成や規範意識の醸成
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児の保育における家庭及び関係機関との連携の推進
- ・ 園内外の事故の未然防止と危機管理マニュアル等の整備の推進

6 専門的資質を高める園内研修の推進

- ・ 園の特色と幼児の実態に即した研修の設定と実践の推進
- ・ 指導力の向上を図る研修の推進
- ・ 園の教育課題の解決につながる園内研究の推進
- ・ 幼児一人一人の命を守り、安全・安心な教育活動の実施のため、環境の変化や実態に応じた安全計画等の作成と改善
- ・ カリキュラム・マネジメントと関連付けた学校評価を生かした開かれた園づくりの推進

(2) 努力点

1 園の教育課題を踏まえ、創意工夫を生かした特色ある園経営の推進

- ・ 幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領、宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」の趣旨及び内容を踏まえるとともに、幼児及び家庭や地域の実態を的確に把握して園の教育課題を明確にし、創意工夫を生かした教育課程の編成と確実な実施に努める。
- ・ 幼児が安全・安心な園生活を送ることができるよう、日常の生活時及び災害等による緊急時における管理体制や避難方法等の見直しを常に図るとともに、環境の変化や実態に応じた安全計画の点検・改善、家庭や地域及び関係機関との連携体制の整備に努める。
- ・ カリキュラム・マネジメントと関連付けながら学校評価の内容について検討を加え、結果の公表に努めるとともに、組織的な改善を行い、地域に開かれた信頼される園経営に努める。

2 発達の特성에応じた教育課程の編成

- ・ 幼児期において育みたい3つの資質・能力と5領域及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」との関係性を踏まえた教育課程を編成し、実施・評価・改善等を行うことで、組織的かつ計画的に教育活動の質の向上に努める。
- ・ 幼児の生活の連続性や季節の変化などを考慮しながら、幼児の興味・関心、発達の実態を踏まえ、具体的なねらいや内容を明確にした指導計画の作成と実践に努める。
- ・ 年、期、月にわたる「長期の指導計画」や、週、日の「短期の指導計画」の作成に当たっては、幼児の生活のリズムに配慮し、幼児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して園生活の中に組み込まれるように努める。
- ・ 保育の記録等を有効に活用しながら活動のねらいに即した反省や評価を行い、次の保育や次年度の指導計画（アプローチカリキュラムを含む）に反映させるよう努める。

3 一人一人の特性に応じた指導の充実

- ・ 全教職員で幼児観や保育観を共有することにより幼児理解を深め、予想される幼児の活動に対応できる計画的な環境の構成及び適切な援助を行えるような指導体制の確立に努める。

- ・ 様々な人やものとの関わりを通した多様な体験をさせることで、心身の調和のとれた発達を促すとともに、幼児の発達に応じた「主体的・対話的で深い学び」の実現に努める。
- ・ 一人一人の発達課題を捉えた個に応じたきめ細かな指導を行うとともに、幼児の主体的活動を確保するために計画的な環境の構成に努める。
- ・ 家庭との連携を図りながら、他者への思いやりの心や善悪の認識等、規範意識や道德性の芽生えを促すために、自分の気持ちを調整する体験を重ねられるよう工夫する。

4 小学校教育との円滑な接続

- ・ 宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」を踏まえ、保幼小の連携を図りながら、幼稚園教育の一層の充実に努める。
- ・ 小学校教育への円滑な接続がなされるよう意見交換の場を設け、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を共有するなどの連携を図る。また、幼児同士、幼児と児童の効果的な交流、教職員同士の情報交換や合同研修の実施及びアプローチカリキュラムの改善に努める。
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児については、幼保小連絡会等を活用し、長所や短所の両面からの実態、就学に当たっての不安な点や配慮が必要な点等を小学校に確実に伝えるように努める。

5 家庭や地域社会、関係機関との連携

- ・ 「はやね・はやおき・あさごはん」等の基本的生活習慣の形成や規範意識及び道德性の醸成を図るため「みんなでルルブル！」（宮城県教育委員会作成 DVD）を活用するなど、家庭や地域との連携を一層深めながら健全な心身の基礎を培うよう努める。
- ・ 園での生活が家庭や地域と連続性を保ちながら展開されるように努め、地域の自然、人材、行事や公共施設等の積極的な活用を努める。
- ・ 特別な配慮を必要とする幼児については、個々の幼児の特性に応じて家庭や関係機関との連携を図り、適切な支援に努める。
- ・ 園が地域の子育て支援の活動に関わるなど、地域の幼児教育や子育て支援センターとしての役割を果たすよう努める。
- ・ 家庭や地域社会と連携し、事故の未然防止及び緊急事態に迅速かつ適切に対処できる危機管理マニュアル等を整備するとともにその周知徹底により、安全管理体制の改善に努める。

6 専門的資質を高める園内研修の推進

- ・ 園の特色や幼児の実態、保護者のニーズ及び教育課題等を踏まえた園内研修の推進と実践に努める。
- ・ 研修の機会を積極的に活用することで、教職員の専門的資質や指導力の向上を図るよう努める。
- ・ 園内研究では、保育記録の累積等により研究の手立ての有効性を検証しながら実践的な研究を行い、幼児一人一人の成長を保障する質の高い幼児教育が推進されるよう努める。

Ⅲ 小・中学校教育

(1) 小・中学校教育の重点

1 主体的な探求を促す「志教育」の推進

- ・ 教育活動全体を通して、一人一人の児童生徒が自己肯定感を高め、主体的に学ぶ意欲と夢や目標を持って努力していく実践の推進
- ・ 地域の教育資源（自然や歴史、伝統行事、産業など）の活用と、地域の人々との交流を通して、郷土に対する理解と関心を高め、共に地域を支え合う意識を育む体験活動の充実
- ・ 将来の社会人としてのよりよい生き方を主体的に探求させる教育活動の工夫

2 創意工夫を生かした特色ある学校づくりの推進

- ・ 全ての児童生徒の学びの場を確保し、安心して教育を受けられる魅力ある・行きたくなる学校づくりの推進
- ・ 児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの推進
- ・ 学校と地域との連携・協働を基盤とし、保護者・地域と共につくり実践する特色ある教育活動の展開

3 知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」の育成

【基礎的な学力の定着と活用する力の伸長】

- ・ 「子供の学びを支援する5つの提言」を踏まえ、自立した学習者の育成を目指した指導・支援及び指導に生かす評価方法の工夫改善
- ・ 1人1台端末等のICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善
- ・ 全国学力・学習状況調査及び宮城県児童生徒学習意識等調査等の結果の活用

子供の学びを支援する5つの提言 ～自立した学習者の育成を目指して～

- 1 子供の声を受け止め、適切な支援をすることで、安全・安心に学べる環境をつくりましょう
- 2 子供をほめること、認めることで、やり抜く力を育てましょう
- 3 子供が様々な学び方を知り、主体的に学習ができるように支援することで、学びに向かう力を育てましょう
- 4 自分の考えを発表したり、交流したりする活動を充実させることで、深い学びにつなげましょう
- 5 家庭学習の質的向上を図るとともに、読書の時間を増やす働き掛けをしましょう

【感性豊かでたくましい心を持つ子供の育成と支援】

- ・ 教育活動全体を通じた、自己の生き方を考え、よりよく生きる力を育む道徳教育の充実
- ・ 生命を大切にする心を育む活動や自然体験活動などを通じた豊かな人間性の育成
- ・ 温かい人間関係を育み、安心して楽しく学ぶことのできる安全で質の高い教育環境の整備と充実

【健康な体づくりと体力・運動能力の向上】

- ・ 心と体を一体に捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進する資質・能力の育成
- ・ 全国体力・運動能力調査結果を生かした指導方法の改善
- ・ 健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの基礎を培う教育の充実
- ・ 家庭との連携による食習慣・運動習慣の確立

4 心の通い合う生徒指導の充実

- ・ 信頼できる関係の中で安心して学校生活を送り、児童生徒が主体的に学んだり活躍したりできる学級・学校づくりの一層の充実
- ・ 一人一人の児童生徒や保護者の心に寄り添った校内指導体制の確立と教育相談体制の強化
- ・ いじめ・不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に努めることと家庭や関係機関等との連携の強化
- ・ 接続期の環境変化への不適応や戸惑いを考慮した、児童生徒情報の交換をはじめとする保・幼・小・中・高の連携の強化と円滑な接続

5 教育活動全体を通じた防災教育の推進

- ・ 児童生徒が自ら危険を予測し回避する力及び他者や地域の安全に貢献する心を育てる指導の充実
- ・ 防災主任等を中心とした防災体制の強化と家庭や地域、関係機関等との連携
- ・ 学校や地域の特性に応じた学校防災マニュアルの見直し・改善と、全教職員の共通理解の徹底

6 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進

- ・ 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶ環境の構築
- ・ 特別な配慮を必要とする児童生徒の教育的ニーズに応じた教育活動の充実
- ・ 「個別の教育支援計画」と「個別の指導計画」の作成・活用による教育の充実
- ・ 家庭や医療、福祉等の関係機関との連携の推進

7 専門性を高め合うための教員研修の充実

- ・ 教員としての使命と責任を自覚し、豊かな人間性や社会性を養うとともに、実践的な指導力を高め合うための研修の推進
- ・ 学年・学級経営力や授業力、生徒指導力等、教員の資質・能力の向上を図る研修の充実

- ・ 自立した学習者の育成を目指す単元全体を見通した授業づくりのための校内研究の推進
- ・ ICTを活用した効果的・効率的な研修の充実

(2) 努力点

1 志教育

- ・ 学校教育活動全体を通じて、自分のよさや可能性を認識できる自己有用感を高め、学ぶ意欲や将来の生き方を考える態度を育む。
- ・ 「志教育」の3つの視点に基づき、発達の段階に応じた系統的な教育を進めるとともに、全ての校種において共通の認識の下、連携・協力を図る。
- ・ 「みやぎの先人集『未来への架け橋』」及びDVD資料、「みやぎの先人集第2集『未来への架け橋』」等の積極的な活用を図る。
- ・ 児童生徒が活動を振り返って自身の変容や成長を自己評価し、次への目標や活動の見通しを持てるよう、志シートを生かすなどしたキャリア・パスポートの活用を図る。
- ・ 校長の指導の下、志教育担当教諭を中心に、年間指導計画を確認の上、全職員で指導体制を整備し、他校種や地域、家庭、企業等との連携を図りながら、実態に応じた取組を推進するよう努める。

2 学ぶ土台づくり

- ・ 宮城県幼児教育推進指針「みやぎの学ぶ土台づくり」に掲げる目指す子供の姿「元気いっぱい、夢いっぱい、瞳かがやく“みやぎっ子”」の具現化に向けて、4つの基本方向の「親子間の愛着形成の促進」「基本的生活習慣の確立」「豊かな体験活動による学びの促進」「幼児教育の充実のための環境づくり」を推進していく。
- ・ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るため、保育所、幼稚園・こども園等、小学校の職員同士の相互参観や交流及び研修、幼児と児童の交流などを通して連携を図り、それぞれの発達の段階と指導方法等の違いを相互に理解し合い、学びと発達の連続性・一貫性を確保する指導に努める。
- ・ 幼児期に育まれたことが小学校での各教科等における学習に円滑に接続されるよう、「保幼小接続期カリキュラム」の作成と見直し、活用の促進に努める。
- ・ 中学校では、保育体験等の体験活動や、家庭を持ち、子を産み、育てるということの意義を考える機会を通して、「親になるための教育」を推進するよう努める。
- ・ 「はやね・はやおき・あさごはん」の励行及び体力の向上、食育の推進を通して基本的生活習慣の形成を図る。
- ・ 幼児教育アドバイザー派遣事業や幼児教育ポータルサイトを積極的に活用し、質の高い環境づくりを常に意識した教育・保育の実践に努める。

3 防災教育

- ・ 「みやぎ学校安全基本指針」で示された「学校における安全教育を通して身に付けさせたい5つの力と心」（①自らの身を守り乗り切る力 ②知識を備え行動する力 ③地域の安全に貢献する心 ④安全な社会に立て直す力 ⑤安全安心な社会づくりに貢献する心）を踏まえ、教科や特別活動等を含めた教育活動全体を通じて、児童生徒等の発達段階に応じた計画的・継続的な防災教育を推進し、防災意識の向上及び災害対応力の強化を図る。
- ・ 「みやぎ学校安全基本指針」及び「みやぎ学校安全基本指針【追補版】」、「第2次みやぎ学校安全推進計画」に基づき策定した学校安全計画及び学校防災マニュアルによる実践と、それを基にした検証を行い、更なる改善に努める。

- ・ 東日本大震災の教訓を踏まえ、様々な状況を想定し児童生徒等の安全が確保されるよう、管理職及び防災担当者が不在の場合の責任者及び緊急時の対応等についても学校防災マニュアルに定め、全教職員に周知徹底する。
- ・ 「危険を回避する力と他者や社会の安全に貢献できる心」を育むため、「みやぎ防災教育副読本『未来への絆（きずな）』」を教科等の年間指導計画に位置付け、計画的な活用を図る。
- ・ 児童生徒等の安全確保を円滑に行うため、災害時の対応等を共有するなど、地域や関係機関と連携し、地域に根ざした防災教育の推進に努める。
- ・ 災害発生時の状況を的確に把握し、児童生徒等の安全確保を最優先とした適切な指示や支援を迅速に行う対応力を培うために、安全担当主幹教諭や防災主任を中心として、学校防災マニュアルを基本としつつ、学校の立地状況や地域の実情に応じた内容について、校内研修等の充実に努める。
- ・ 「みやぎ学校防災ポータルサイト『みやぼう』」を参考に、実効性のある学校防災マニュアルの見直し・改善を図る。

4 学習指導・学習評価

- ・ 「子供の学びを支援する5つの提言」を踏まえ、自立した学習者の育成を目指す。
- ・ 1人1台端末等のICT機器を活用した個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実による「主体的・対話的で深い学び」の視点を踏まえた学びの過程について着目し、指導の工夫改善に努める。
- ・ 知識及び技能の習得とともに思考力、判断力、表現力等を総合的に育む観点から、相互の関連に配慮し、単元を見通した授業改善に努める。また、県検証改善委員会報告書等を活用して授業改善の徹底を図る。
- ・ 国や県の調査結果等から明らかになった児童生徒の成果と課題を踏まえ、授業改善サイクルを確立し指導に生かす。
- ・ 学習指導要領や「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」等を基に、「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価の観点を踏まえ、学校全体における共通の指導観、評価観で適切な評価を行うとともに、効果的かつ効率的な評価の充実に努める。
- ・ 評価規準、評価方法等に関して、校内の教員間で十分に検討を行い、同一地区内等の学校間における連携を図るなど、妥当性、信頼性等の向上に努める。

5 道徳教育

- ・ 学校教育における道徳教育は、道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う。道徳科はもとより、各教科等のそれぞれの特質や、児童生徒の発達段階を考慮して、適切な指導を行う。
- ・ 校長の明確な方針の下、道徳教育推進教師が中心となり、全教職員が協力して道徳教育を展開できる体制を整える。
- ・ 全体計画及び別葉の作成に当たっては、児童生徒、学校及び地域の実態を考慮して学校の重点目標を設定するとともに、道徳科における内容項目の重点化を図る。道徳教育の指導の内容及び時期や家庭・地域との連携の方法を示すなど、年間を通して活用しやすいものに整備する。
- ・ 年間指導計画は、道徳教育の全体計画に基づき、各教科等との関連を考慮しながら作成する。作成に当たっては、児童生徒や学校の実態に応じ、小学校では2学年間、中学校では3学年間を見通した重点的な指導や内容項目間の関連を密にした指導などの工夫に努める。
- ・ 道徳的価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の

生き方についての考え方を深める学習を通して、道徳性を主体的に養っていく授業を工夫する。

- ・ 問題解決的な学習、道徳的行為に関する体験的な学習等、多様な指導方法を工夫し、道徳的な課題を一人一人が自分自身の課題と捉え、向き合う「考え、議論する道徳」の実現に向けた授業づくりを行う。
- ・ 教師と児童生徒の信頼関係や児童生徒相互の人間関係を育て、一人一人が自分の感じ方や考え方を伸び伸びと表現できる学級経営に努めるとともに、道徳科の授業を進めるに当たっては、自分の考えを基に話し合ったり書いたりするなどの言語活動の充実を図る。
- ・ 地域教材としての「みやぎの先人集『未来への架け橋』」及びDVD資料、「みやぎの先人集2集『未来への架け橋』」等を活用し、郷土の先人の生き方や考え方に触れさせ、郷土や国を愛する心を育てる。
- ・ 集団宿泊活動やボランティア活動、自然体験活動などの道徳性を養うための体験活動と、道徳科の指導の時期や内容との関連を考慮した指導の意図の明確化と工夫を図る。
- ・ 学校における道徳教育への理解と協力を家庭や地域から得られるよう、授業を公開するとともに、道徳教育の取組に関する情報の積極的な発信に努める。
- ・ 道徳科の評価は、児童生徒の学習状況や道徳性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導に生かすよう努める。年間や学期にわたって児童生徒がどれだけ成長したかという視点を大切にするとともに、学校として評価方法や評価結果について検討し、共通理解を図る。

6 体力向上と健康教育

【学校における体力向上】

- ・ 全教職員の理解と協力の下、家庭や地域との連携し、体力向上の取組を推進し、常にその活動について工夫改善に努める。（体力・運動能力向上センター事業の活用）
- ・ 学校全体として児童生徒の体力・運動能力に関する課題を明確にし、課題解決に向けた具体的な対策を全教職員で共有し、体力向上・運動習慣確立のための取組を確実に実践するよう努める。
- ・ 体育科・保健体育科の指導においては、体力・運動能力調査結果を積極的に活用し、児童生徒が運動の楽しさを味わいながら、個々の体力・運動能力に関する課題解決に向けて取り組めるよう工夫する。
- ・ 家庭や地域において、児童生徒が主体的に運動・スポーツに親しむ態度を育てるために、運動機会の創出を図るように努める。また、児童生徒の健康や体力・運動能力の重要性について、家庭や地域への啓発を図るとともに、地域で実施している運動・スポーツ活動と学校教育活動との関連を図る。
- ・ 体育施設等の点検整備を適切に行い、安全に十分配慮するとともに、運動の特性及び児童生徒の実態を踏まえた効果的な活用に努める。

【学校保健】

- ・ 児童生徒の心身の健康の保持増進を図るため、健康診断、環境衛生検査、児童生徒に対する指導等について学校保健計画を策定し、職員間の連携を密にしながら、組織的な取組の充実に努める。
- ・ 基本的生活習慣の乱れ、心の健康、性に関する問題行動、喫煙・飲酒、薬物乱用、生活習慣病、アレルギー性疾患、感染症、肥満、う歯、視力低下等、直面している健康課題の指導については、保健学習との関連を図るとともに、教育活動全体を通して体系的な指導を行うように努める。
- ・ 健康相談や日常的な健康観察を通して児童生徒の心身の健康状態を把握するとともに、教

職員相互及び家庭と連携し、児童生徒の個に応じた指導の充実に努める。

- ・ 児童生徒を取り巻く家庭や生活環境の問題が複雑化してきていることを踏まえ、長期的・継続的な心のケアに努める。
- ・ 学校保健委員会等の組織活動の活性化に努めるとともに、必要に応じて地域の医療機関やその他の関係機関との連携を図るように努める。
- ・ 児童生徒が性に関して適切に理解し、行動することができるように、学校全体で共通理解を図るとともに、保護者の理解を得ながら、発達の段階を踏まえた指導の充実に努めるように努める。
- ・ がん教育については、体育科・保健体育科（中学校必須）、特別活動、総合的な学習の時間、道徳科等との関連を図りながら実施するように努める。
- ・ 感染症予防対策として、手洗いやマスクの着用、検温、消毒、換気等、予防方法や健康管理等について共通理解を図りながら、児童生徒への指導や家庭への啓発及び協力の働き掛け等、継続した取組に努める。

【学校安全】

- ・ 安全担当主幹教諭や安全教育主任を中心として、学校安全の組織的な校内体制を確立するとともに、「みやぎ学校安全基本指針」及び「みやぎ学校安全基本指針【追補版】」、「第2次みやぎ学校安全推進計画」等に基づき、学校の立地状況や地域の実情に応じた学校安全計画を策定し、実践・評価・改善に努める。
- ・ 施設及び設備や地域の危険箇所の定期的な安全点検、通学を含めた学校生活、その他日常生活における安全に関する指導事項について、校内組織の機能性を高めるとともに、家庭・地域社会との連携を図る。
- ・ 「日常の危機管理」、「発生時の危機管理」、「発生後の危機管理」の三段階の危機管理に努める。
- ・ 危機管理マニュアルに基づく避難訓練等の実践に当たっては、児童生徒の心のケアに配慮しつつ、地域及び関係機関との連携を図り、実践的な訓練を実施するとともに、常にマニュアルの見直しや実践等の改善に努める。
- ・ 学校安全の3領域（災害安全・交通安全・生活安全）において、危険を予測し、回避できるような能力・態度を育成するとともに、事故防止について、組織としてより具体的な指導の徹底に努める。
- ・ 児童生徒や教職員の生命に関わる事故や傷病等に対する緊急時における「救命アクションカード」を活用した対応訓練を実施するなど、教職員一人一人が迅速で適切な対応ができる行動力を身に付けるとともに、組織的に効率的な対応ができる体制の確立に努める。

【食に関する指導】

- ・ 「食に関する指導の手引き―第二次改訂版―」を参考に、「食に関する指導の目標」及び「食育の6つの視点」に関わる資質・能力の3つの柱を踏まえた全体計画及び年間指導計画の改善を図り、発達段階に応じた継続的な指導に努める。
- ・ 各教科等の内容と関連させた指導を行うとともに、栄養教諭や養護教諭等の専門性を生かすなど教職員間で連携しながら、栄養のバランスや規則正しい食生活、食品の安全性等、食育の推進に努める。
- ・ 家庭や地域と連携した取組を行うことで、食の重要性を啓発するとともに、幼・小・中・高・特の校種間で連携・協力し、生涯を通じた望ましい食習慣の形成を図る。
- ・ 食物アレルギー、偏食、肥満・やせ傾向等について、校内の委員会組織等で安全性を最優先として十分に検討し対応する。また、児童生徒及び保護者との個別の相談等を行うなど丁寧な対応に努める。

7 放射線等に関する指導

- ・ 各教科の特性・内容との関連や、各市町の対応計画を踏まえながら、学校安全計画への位置付けを図り、計画的に実施する。
- ・ 関連する教科等の学習だけではなく、横断的な学習としての環境教育、防災教育、健康教育、人権教育などにおいて柔軟に指導することが望ましい。
- ・ 指導に当たっては、「放射線副読本」を活用し、放射線に関する科学的な理解を深めるとともに、原子力発電所の事故についても自分事として捉え、これからの社会の担い手として児童生徒が自ら考え判断し、よりよい行動を取ることにつなげることが求められる。
- ・ 地域や関係機関との連携を図るとともに、学習効果を上げるため、関係機関の専門家等を積極的に活用したり、児童生徒だけでなく家庭への啓発を行ったりすることも考えられる。

8 生徒指導

【全般】

- ・ 日常の指導を通して、教職員と児童生徒の信頼関係の構築に努めるとともに、生徒指導の実践上の4つの視点（自己存在感の感受、共感的な人間関係の育成、自己決定の場の提供、安全・安心な風土の醸成）を意識した教育活動を行い、自己指導能力を育成する。
- ・ 各学校における生徒指導の方針の下、生徒指導主事（主任）やいじめ対策・長欠担当者を中心に情報の集約と共有を図り、教職員一人一人が当事者意識を持って組織的・機能的な指導・支援が展開できるよう指導体制の一層の充実を図る。
- ・ 児童生徒の健全育成のため、家庭や地域、関係機関との連携の強化を図り、一体となって問題の未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ・ 法に規定されている「重大事態」の定義を正しく理解し、重大事態が疑われた時点で速やかに市町教育委員会に報告をし、指導や支援を受けながら、更に調査、対応を進める。

重大事態とは

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が*相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

（いじめ防止対策推進法第28条第1項）

* 第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

【登校に不安を抱える児童生徒等への支援】

- ・ 教職員が全ての児童生徒にとって安全安心な学校づくりを進める「居場所づくり」と全ての児童生徒が活躍し、互いが認めあえる場面を実現していく「絆づくり」を実践することで、登校に不安を抱える児童生徒等を新たに生まない、魅力ある・行きたくなる学校づくりを目指す。また、登校に不安を抱える児童生徒等への支援に当たっては、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」等を参考に、「児童生徒理解・支援シート」等を活用し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携を図りながらアセスメントを行い、支援の必要な児童生徒一人一人の状況の的確な把握に努める。
- ・ 多様な学習の機会や体験の場、心身のサポートを提供するために、誰一人取り残されない学びの保障を社会全体で目指すCOCOLOプラン等を参考に、関係機関等と積極的に連携し、組織的・機能的に支援を行う。

【いじめ問題】

- ・ いじめに対する様々な取組が実効的なものになっているかどうかについて、保護者や地域住民等を加えた「学校いじめ問題対策委員会」等において「学校いじめ防止基本方針」の点検・見直しを行い、行動の一元化を図りながら、未然防止、早期発見・早期対応に努める。
- ・ いじめの定義に基づいた積極的な認知と組織的対応、被害児童生徒に寄り添った丁寧な初期対応に努める。また、いじめの認知件数が零であった学校は、児童生徒や保護者、地域向けに公表し検証を仰ぐことで認知漏れを防ぐ。
- ・ いじめ対応研修テキスト「いじめ対応の手引」等を活用した研修を実施し、教職員のいじめ問題への対応力を高める。
- ・ メールやSNSによるいじめや性被害等の防止を強化するため、小学校の早い段階から、家庭や関係機関と連携し、インターネットの適切な利用に関する教育及び情報モラルに関する教育を推進する。

【その他】

- ・ 問題行動等への対応に当たっては、児童生徒を取り巻く家庭、学校、社会環境などの様々な要因を多面的かつ客観的に理解し、個に応じた対応を組織的に行うことに努める。
- ・ 保育所や幼稚園・こども園等、小学校、中学校、高等学校における接続期の環境変化への不適応や戸惑いの解消のために、児童生徒情報の交換等の確実な引継ぎを行い、児童生徒一人一人に応じた指導を工夫する。
- ・ 児童生徒の援助希求的態度を育成するため、スクールカウンセラーや専門機関等と連携し、各学校の実情を踏まえ、「SOSの出し方に関する教育」を積極的に推進する。
- ・ 震災の体験や環境の変化に伴う影響を踏まえ、心のケアや教育相談の充実を図り、児童生徒や保護者が速やかに相談できる校内体制を整えるとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育事務所専門カウンセラー、相談機関（児童生徒の心のサポート班等）の積極的な活用を図る。

9 進路指導

- ・ 生徒一人一人が目的意識を持ち主体的に進路選択をしていくためのガイダンス機能を充実させるとともに、保護者や地域の人々、関係機関との連携を図りながら、進路指導に関する啓発的な体験活動を計画的・継続的に実施する。
- ・ 「キャリア・パスポート」等を活用し、これまでの学習や生活を通して学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を充実させる。
- ・ 進路相談の計画的・継続的な実施や、生徒一人一人の進路に関する課題の把握と解決に向けた適切な支援に努める。
- ・ 生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を選択することができるよう、生徒及び保護者等に寄り添った教育相談に努める。

10 国際理解教育

- ・ 国際理解への関心を高めるための体験的な活動を積極的に取り入れた指導計画の作成に努めるとともに、身近なところから他の国々とのつながりが実感できるよう指導内容を工夫する。
- ・ 日本及び諸外国の歴史や文化、伝統等についての理解を深め、互いを尊重する態度を養うよう「外国語活動」「外国語」や「国際交流活動」等の国際理解に資する教科等との関連を図りながら指導の充実を努める。
- ・ 日本語指導が必要な帰国・外国人児童生徒に対する指導においては、日本語能力、母語の能力、発達の段階、基礎的な学力、文化的な背景等を踏まえた対応が求められることから、

一人一人への適切な対応に向けて、文部科学省作成資料等を活用した研修に努める。

1 1 情報教育

- ・ 「ICT活用は当たり前」という考え方へシフトチェンジし、ICTの新たな可能性を指導に生かしていくよう、教育DXの一層の推進に努める。
- ・ 児童生徒の発達の段階に応じ、各教科等の目標、内容及び相互の関連を踏まえつつ、1人1台端末やクラウド環境等を効果的に活用した学習活動を充実させ、情報活用能力の育成に努める。
- ・ 小学校では、児童が情報手段に慣れ親しむとともに、適切に活用しながら、受け手の状況を踏まえて発信する能力等を育む学習活動が展開できるよう工夫する。
- ・ 中学校では、生徒が情報手段を活用し、必要な情報を主体的に収集・判断・表現・処理・創造し、受け手の状況などを踏まえて発信・伝達する能力等を育む学習活動の充実に努める。
- ・ 家庭と連携を図り、1人1台端末を活用した家庭学習の取組を積極的に推進する。
- ・ 小・中・高等学校を通じてプログラミング教育の充実を図る。特に、小学校においては、文字入力など基本的な操作を取得させるとともに、プログラミング的思考の育成に努める。
- ・ みやぎSNSナビゲーションや情報活用ノート、「1人1台時代の『メディアとのつきあい方』ガイドブック」の活用を通して、個人情報保護、児童生徒の健全な発達を阻害する不適切な情報（有害情報等）、著作権の侵害及びSNSに起因するインターネット上のトラブル等に対応した情報モラル指導の充実に努める。
- ・ 学校CIOのリーダーシップの下、情報化推進リーダーを中心に、研修の充実と情報教育の推進及び情報セキュリティの確保等に十分配慮した校内体制づくりを推進する。また、小学校においては、プログラミング教育等に係る授業実践を積み重ねるとともに、校内研修を計画的に実施する。

1 2 環境教育

- ・ 持続可能な社会の創り手となることが期待される児童生徒の生きる力を育むに当たって自然環境や資源の有限性等の中で持続可能な社会をつくる等の資質・能力を教科等横断的な視点で育成することに努める。
- ・ 持続可能な開発のための教育（ESD）や持続可能な開発目標（SDGs）との関連を踏まえ、児童生徒の実態や学校の立地を考慮し、体験活動等での学びを中心に、学校の教育活動全体を通して実施する年間指導計画の作成と改善に努める。
- ・ 児童生徒が、身の回りの環境と自分自身との関わりについて考えることにより、環境に対する豊かな感受性や探究心、批判的に考える力、多面的・総合的に考える力、環境に働き掛ける実践力、他者と協力しながら問題解決を図る力など、持続可能な社会を構築していくための資質・能力を育成するよう努める。

1 3 福祉教育

- ・ 教育活動全体を通して組織的・継続的に推進されるよう、各教科等との関連を大切にしながら、学校や地域の実態及び児童生徒の発達の段階を踏まえた全体計画、年間指導計画を作成し、実践と改善に努める。
- ・ 「共に生きる」福祉の心を育てる指導の充実を目指し、総合的な学習の時間や特別活動との関連を図りながら、児童生徒が主体となった社会福祉施設との交流学习やボランティア活動など、豊かな体験活動を推進する。
- ・ 家庭や地域との連携を図りながら、発達の段階に応じた具体的な体験活動を通して、協力・奉仕する態度や福祉に関する問題を解決する実践力を組織的・継続的に育成する体制を構築する。

14 人権教育

- ・ 人権尊重の精神を基盤として、様々な差別や偏見をなくし、異文化や多様性を理解し、共にによりよく生きようとする「共生の心」を育成することに努める。
- ・ 一人一人の人権に配慮した言語環境や教室環境の整備、望ましい集団づくり、教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒相互の好ましい人間関係づくりなど、基本的人権を大切にした学年・学級経営及び生徒指導に努める。
- ・ 性的マイノリティへの配慮を含め、性別にとらわれることなく一人一人の個性や能力が等しく尊重され、相互の深い理解と信頼の基に、共に明るく生きがいのある社会を築こうとする心情と態度を育成することに努める。
- ・ 人権についての理解を深め、自他の大切さを十分に認めることができる人権感覚を身に付けさせるために、各教科等との関連を図りながら、指導内容を明確にした全体計画及び指導計画の作成と改善に努める。
- ・ 教職員自らが人権教育の実践者であるという意識を深め、「共生の心」や実践的な態度を育成するために、校内研修体制の充実に努める。

15 図書館教育

- ・ 読書センターとしての機能と、学習センターとしての機能、情報センターとしての機能を果たせるよう、公立図書館等との連携を一層進め、蔵書や読書環境等の整備、必要な資料の充実に努める。
- ・ 図書館教育担当者や学校図書館司書を中心に教職員の協力体制を確立し、読書好きの児童生徒を増やすとともに、学校図書館が校内における「心の居場所」としての役割を果たせるよう努める。
- ・ 各教科等において、学校図書館の機能を計画的に利活用し、児童生徒の主体的な学習活動や読書活動を推進する。
- ・ 地域のボランティアの導入等、家庭や地域との連携・協力を一層進め、地域に開かれた学校図書館づくりに努める。

16 ふるさと教育

- ・ 志教育との関連を図りながら、郷土の自然や文化を愛し、その保全・保護、伝承等に努め、郷土の発展に寄与しようとする心情と態度の育成に努める。
- ・ 児童生徒の実態や地域の実情に応じて、地域の自然や歴史、文化、産業、芸能等に関わる体験的な学習を推進し、自らも住みよい生活環境を築こうとしたり、芸術文化を創造しようとしたりする心情と態度を身に付けられるよう指導を工夫する。

17 主権者教育・租税教育・消費者教育

- ・ 学習指導要領に基づき、将来の社会を担う主権者として必要な基礎的な知識・技能及び態度を身に付けさせるための指導を段階的・系統的に実施する。
- ・ 将来の社会の一員としての自覚と責任を果たせるよう、各学校種（幼・小・中・高・特）における発達の段階に応じた主権者教育、租税教育、消費者教育の推進に努める。実施に当たっては、外部人材の活用や関係機関との連携などを工夫する。
- ・ 幼稚園・こども園等においては、ものを大切にすること、自分のものと他人のものの区別をすることなど、幼児自らが気づき、考えられるよう指導を工夫する。
- ・ 小・中学校においては、生活上の諸問題を発見・解決したり、諸活動を計画・運営したりするなど、主体的に社会参画することの意義や価値を発達の段階に応じて身に付けられるよう指導を工夫する。

18 へき地教育

- ・ 地域の特性と児童生徒の実態等を踏まえ、学校課題の解決に向けた教育課程の編成と実施に努める。
- ・ 地域の自然や風土及び文化的行事、人々との触れ合い等、地域素材の教材化に努めるとともに、体験的な活動を通して、郷土を知り、郷土を愛する心情を育てる。
- ・ 異校種連携、地域内外の人々との交流、ICTの効果的な活用など、目的に応じた指導の工夫を通し、社会性や協調性及び発表力や表現力の育成に努める。
- ・ 学校の実情に応じて、他校とのオンライン交流や合同授業、TT、教科担任制等による指導を取り入れるなど、授業の充実に努める。
- ・ 複式学級における指導では、学年別指導や同単元指導などの指導類型の特性を理解し、計画的・段階的に指導に当たるとともに、「一人学び」や「共学び」を効果的に取り入れるなどの工夫と充実に努める。

19 特別支援教育

【教育課程の編成及び個別の支援計画等】

- ・ 障害のある幼児児童生徒（以下「子供」という。）一人一人の実態を的確に把握した上で、学級の状況や障害の程度等を考慮し、最も適切な教育課程を編成することに努める。
- ・ 長期的な視点に立ち、子供一人一人の障害の状態、発達の段階や特性、保護者の願い、医療・福祉等の関係機関との連携を図りながら、相談・支援体制を整備し、「個別の教育支援計画」を活用した効果的な支援を行う。また、一人一人の教育的ニーズに対応した「個別の指導計画」を作成し、学習内容や支援方法の柔軟な改善に努める。

【学習活動の充実】

- ・ 自立活動については、子供が自立し社会参加する資質を養うため、各教科等と関連させながら、教育活動全体を通じて行うよう計画する。
- ・ 子供が主体的に学習に取り組めるように、ICT環境の整備に努めることが重要である。
- ・ 合理的配慮の視点に基づき、発達障害を含め、障害のある子供と障害のない子供が共に学ぶことのできる環境づくりを進める。

【校（園）内体制の整備と教員の専門性の向上】

- ・ 通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする子供に対しては、特別支援教育コーディネーターを中心に校（園）内委員会等の支援体制を確立し、本人と保護者に寄り添いながら合意形成を図り、適切な支援及び配慮を行う。
- ・ 通級による指導を行う場合には、対象となる子供の「特別の教育課程」の届出を行うとともに、障害の状況や教育的ニーズに応じて、「個別の教育支援計画」を確実に作成し、通級指導担当者とは在籍学級担任や教科指導担当者、保護者との連携を密にして、共通理解の基に指導が効果的に行われるように努める。また、「個別の指導計画」に基づき、適切な学習内容や支援方法の工夫・改善に努める。
- ・ 障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を進めるに当たっては、教育的ニーズに対応した内容・方法を検討し、より教育的効果が得られる取組にするために、校（園）内の共通理解と協力体制の整備を図る。
- ・ 特別支援学級担任に限らず、学校全体で、校（園）内外の研修等により発達障害をはじめとした特別支援教育に関する理解・認識の向上を図るよう努める。

【進路指導・就学支援】

- ・ 障害のある子供が、主体的に進路選択できるように、特別支援担当者だけでなく、学校全体で計画的・組織的な進路指導を行うことが大切である。その際には、家庭、地域、福祉等の関係機関との十分な連携が必要である。

- ・ 就学支援に当たっては、将来の自立や社会参加のために必要な力を培うという視点に立って、本人と保護者との合意形成を図りながら、校（園）内の組織を生かし、関係機関等との連携を密にして切れ目のない支援に努める。
- ・ 「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は、学年間だけでなく転学や進学の際にも、確実に引継ぎを行う。